

埼玉県公立学校教職員向け リーフレット

教小第358号

平成26年10月17日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
埼玉県市町村教育委員会連合会長
(公印省略)

「ふれあいデー」の設定について（通知）

県教育委員会では「学校における負担軽減検討委員会報告書（平成24年3月）」に基づき、平成24年度から教職員の負担軽減の取組を推進しています。

教職員が、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域社会などにおいても、育児や介護、地域活動への参加や自己啓発など、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図ることは大切なことです。

そこで、毎月21日を「ふれあいデー」とし、定時退勤を推奨することとしました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、別添のリーフレットを活用するなどして、ワークライフバランス推進の取組をお願いします。

毎月21日は

『ふれあいデー』

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



埼玉県教育委員会
埼玉縣市町村教育委員会連合会

《絆を深める4つのふれあい》

- 子供とのふれあい（子供と向き合いましょう）
- 家族とのふれあい（家族とだんらんしましょう）
- 仲間とのふれあい（仲間と語り合いましょう）
- 地域とのふれあい（地域で活動しましょう）

『ふれあいデー』 5つの約束

1 定時に退勤します
業務の効率化に努め、定時退勤に取り組みます。

2 子供を家庭・地域に
放課後の活動を厳選し、子供が家庭・地域でふれあう時間を作ります。

3 全校で取り組みます
埼玉県内すべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で取り組みます。

4 ノー会議
会議や校内研修などを行わずに、子供と向き合う時間を確保します。

5 家庭・地域とのふれあい
家庭生活の充実や、地域活動への参加に取り組みます。



埼玉県のマスコット「コバトン」